

令和7年度第2回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議 会議録(要旨)

- 1 開催日時 令和8年3月18日(水)午後7時00分～午後8時30分
- 2 開催場所 広島市役所本庁舎14階第7会議室
- 3 出席委員 岡田会長、樋口副会長、秋山委員、磯邊委員、大村委員、加賀谷委員、勝尾委員、小島委員、田中委員、田村委員、寺村委員、平野委員、松田委員、八木委員
(18名中14名出席)
- 4 事務局 健康福祉局障害福祉部長、健康福祉局精神保健福祉センター所長、健康福祉局精神保健福祉センター次長、健康福祉局精神保健福祉課長、健康福祉局精神保健福祉センター相談課長、教育委員会生徒指導課長
- 5 議 事
 - 議題1 広島市の自殺(自死)の現状等について
 - 議題2 令和7年度におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組状況について
 - ア 広島市における取組
 - イ 各団体等における取組
 - 議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について
 - 議題4 令和7年度こころの健康に関するアンケート調査結果について

6 発言要旨

区分	発言要旨
開会	
事務局	(配付資料確認)
議題1 広島市の自殺(自死)の現状等について	
事務局	(資料1、2により説明)
岡田会長	速報値と暫定値の違いは何か。
事務局	厚生労働省が自殺者数の公開時に使用している言葉であり、どちらも確定値ではない状態という意味では同義である。
岡田会長	令和7年の全国における自殺者数は過去最少の見込みであるが、広島市では減少傾向ではない。逆にこどもの自殺者数は、広島市は全国のように増加傾向ではないが、これらの状況をどのように分析しているのか。
事務局	<p>全国の状況については、厚生労働省によると、中高年層の自殺者数が減少しており、事業不振や負債を動機とする自殺者数が減少するなど、経済動向が影響している可能性があるとして分析している。また、こどもの状況については、厚生労働省によると、高校生や女子中学生の自殺者数が増加しており、こころの健康問題が悪化し、自殺に至るケースが増えているとのことである。</p> <p>なお、広島市はこどもの自殺者数が少ないため、自殺要因などの詳細な情報は、個人が特定されるおそれがあることから公表されていない。</p>
磯邊委員	広島市の自殺者数を全国と比較してどのように捉えるかであるが、大まかな考え方として、全国の数字を100で割ると、人口比率的におよそ広島市の数値が割り出される。令和7年の自殺者数について、全国の数字を100で割ると約190となるので、広島市の184人という自殺者数は若干少ないということになる。また、

区分	発言要旨
	こどもについては、全国の数字を100で割ると5.3となるので、広島市の4人というこどもの自殺者数は少ないとは言えないと思う。
事務局	委員の御意見も踏まえ、自殺者数の捉え方について、今後は丁寧に考えていきたいと思う。
議題2 令和7年度におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組状況について (ア 広島市における取組)	
事務局	(資料3により説明)
勝尾委員	自分自身、区の地域支えあい課が開催した心のサポーター養成研修に参加した。その際、同じ参加者から聞いた研修の感想をこの場で伝えたい。心のサポーター養成研修の目的は、会議資料にあるとおり、精神疾患等への正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした支援であるが、ある参加者から、もっと心の病気について教えてほしかったという声があった。傾聴を中心とした学びの時間が多くなると、精神疾患等への正しい知識と理解を持つという部分の内容が薄くなるため、研修内容について一層研究してほしい。
寺村委員	心のサポーター養成研修は、国がマニュアルやテキストなどを作成しており、研修カリキュラムの中に「病気を知ろう」というテーマや「聴き方を学ぼう」というテーマなど複数あるため、主催者がその中からテーマを選択して研修を行っている。勝尾委員から御紹介のあった、こころの病気について知りたかったというお声については、市と共催で行った会で同様の御意見が多く届いているので、来年度の研修内容については「こころの病気について学ぶ」というテーマで行いたいと考えている。今後は過去のアンケート結果をもとに、研修企画時に打合せを行い、研修対象者に合わせた研修を実施することで、ニーズとマッチした研修になるのではないかと考えている。
事務局	心のサポーター養成研修は、こどもからお年寄りまで誰もが、周りの人の心の不調に気づくことができるようになることを目的としているので、心の病気について詳しく知りたい方には物足りない部分もあったと思う。今後は、委員の御意見も踏まえ、講師と相談しながらより良い研修にしていきたいと思う。
小島委員	心のサポーター養成研修について、研修会場として「まちの保健室」が使われているが、「まちの保健室」の設置者である事業者と広島市がどのように連携しているのか、また、「まちの保健室」で研修が開催されることとなった経緯について教えてほしい。
事務局	株式会社良品計画と広島市は包括連携協定を締結しており、良品計画が運営する「まちの保健室」において、これまでも区の地域支えあい課が子育てや高齢者の健康などに関する教室を開催してきたところである。そうした中、良品計画からの御提案により、昨年度から「まちの保健室」を利用して、心のサポーター養成研修を開催することとなった。
小島委員	「まちの保健室」は市民の目につきやすく、普及・広報という意味で活用できて良いと思う。

区分	発言要旨
議題2 令和7年度におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組状況について (イ 各団体等における取組)	
岡田会長	資料4により、順に説明していただきたい。
事務局	(天野委員が欠席のため、広島県医師会の取組について事務局が説明)
加賀谷委員	(広島市医師会の取組について説明)
勝尾委員	(広島市精神保健福祉家族会連合会の取組について説明) 家族相談会は家族会の会員が対応しており、困りごとを抱える相談者に寄り添った言葉をかけたり、適切な支援先へつなぐなどの取組を行っている。
小島委員	(広島県臨床心理士会の取組について説明) 広島県臨床心理士会は、当会内に「ひきこもり・自殺問題対策委員会」を設置しており、当委員会において、資料にある取組を行っている。
寺村委員	(広島産業保健総合支援センターの取組について説明) 今後行われる診療報酬改定では、これまでがん等の疾患に限っていた医師意見書の保険適用が、メンタルヘルスを含む慢性反復の疾患も対象となる予定である。メンタルヘルスの治療と就業の両立に対する課題が、国を挙げて重要視されていることが伺える。
事務局	(中原委員が欠席のため、広島弁護士会の取組について事務局が説明)
平野委員	(広島市民生委員児童委員協議会の取組について説明) 西区では、令和8年1月13日に「大切な心と命を守るために」と題して、民生委員を対象に研修会を開催した。
松田委員	(広島県看護協会の取組について説明)
八木委員	(広島市社会福祉協議会の取組について説明) くらしサポートセンターにおける新規の相談件数について、令和2年度のコロナ禍をピークに大きく減少していたが、令和6年度は物価高騰の影響からか相談件数が増加しており、令和7年度も1月末時点で令和6年度を上回るペースとなっている。相談に当たっては、生活困窮による将来への不安から死にたい気持ちを打ち明ける相談者もおられ、必要に応じて頻回な連絡を行うとともに、精神科医・区保健センターへのつなぎや、他の団体との連携した支援を行っている。 また、地域の方が活動している学区単位の地区社会福祉協議会では、近隣での見守り活動や地域住民の交流サロンを開くなどの取組を行っている。
樋口委員	広島いのちの電話の相談員が、高齢化などにより人数が減っている中で、24時間365日、休まず電話を取り続けている。2025年の総受電件数は7,698件であったが、電話を取れなかった件数を踏まえると年間10万件ほどの着信があると考えられる。 相談者の男女の内訳はほぼ同数であり、これまでは圧倒的に女性が多かったものが今年と同数となった。男性の相談者の傾向を見ると、50代から60代の1人暮

区分	発言要旨
	<p>らしの方で、誰とも会話ができず孤独を抱えている方が多い。</p> <p>また、相談内容としては、男性は自分自身の心の問題を中心に語る人が多く、女性は自分自身の心の問題に加え、家族や対人関係の問題についての相談が多い。</p> <p>さらに、以前は自傷行為を行った後の危機状態で電話をかけてくる方が多かったが、最近では自傷行為にまでは至らないが、希死念慮を抱えた状態で電話をかけてくる方が多い傾向である。そうしたことを踏まえると、いのちの電話は自死予防の観点から必要な存在だと感じている。</p>
議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について	
事務局	(資料5により説明)
磯邊委員	学校が行うSOSの出し方に関する教育について、子どもたちに対して、誰にSOSを出すよう指導しているのか。
事務局	最終的なSOSの受け先は、周囲の信頼できる大人であるが、まずはしっかりSOSが出せるように指導している。また、子どもがSOSを受けた際には、自分で抱え込まず、信頼できる大人につなぐよう指導している。
磯邊委員	SOSに関しては「きょうしつ」というキャッチフレーズがあり、「きづいて、よりそい、うけとめて、しんらいできる大人に、つなげる」と定められており、広島市の子どもたちに対しては、このキャッチフレーズに沿った教育が行われているなと感じた。
議題4 令和7年度こころの健康に関するアンケート調査結果について	
事務局	(資料6により説明)
岡田会長	「子ども・若者向けの自殺対策として有効だと思うこと」の質問に対して、15歳から30歳までの人の回答の1位が「子どもが出したSOSを受け止める教員や保護者に対する研修の実施」となっているが、この結果をどのように受け止めているか。
勝尾委員	「子どもが出したSOSを受け止める教員や保護者に対する研修の実施」という回答が多かったことを踏まえると、SOSの出し方を子どもに教えることも大切だが、SOSを出す子どものサインを受け止める側の役割も非常に重要であることが分かる。
事務局	全学校に教育相談・支援主任を配置し、その教員を対象に、子どもたちから教育相談を受ける際の話の引き出し方や受け止め方などに関する研修を年間6回程度実施している。
岡田会長	SOSの出し方に関する教育と、SOSを受け止める側の質の向上、どちらの取組も続けてほしい。
閉会	
岡田会長	以上で、令和7年度第2回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議を閉会する。

令和7年度第2回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議

日時 令和8年3月18日(水)
午後7時～午後8時30分
場所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

次 第

1 開会

2 議事

議題1 広島市の自殺(自死)の現状等について

議題2 令和7年度におけるうつ病・自殺(自死)対策の取組状況について

ア 広島市における取組

イ 各団体等における取組

議題3 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

議題4 令和7年度こころの健康に関するアンケート調査結果について

3 閉会

【配付資料】

《議題1 関連》

資料1 広島市の令和5・6・7年の月別自殺者数について

資料2 警察庁の自殺統計を基にした令和7年の自殺者数について

《議題2 関連》

資料3 広島市におけるうつ病・自殺(自死)対策の主な取組(令和7年度)

資料4 各団体等におけるうつ病・自殺(自死)対策の主な取組(令和7年度)

《議題3 関連》

資料5 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

《議題4 関連》

資料6 令和7年度こころの健康に関するアンケート調査結果について

《参考》

参考資料1 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議委員名簿

参考資料2 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

令和 8 年 3 月 1 8 日
健康福祉局精神保健福祉課

広島市の令和 5・6・7 年の月別自殺者数について

1 人口動態統計（厚生労働省）

厚生労働省の人口動態統計において自殺者数（令和 5・6 年は確定値、令和 7 年は速報値）を比較すると、10 月末時点で令和 7 年は令和 6 年より 32 人減少している。

（単位：人）

区 分		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	自殺 死亡率
令和 5 年	月毎	10	18	14	12	12	22	12	16	19	26	13	12	15.7
	累計	10	28	42	54	66	88	100	116	135	161	174	186	
令和 6 年 (A)	月毎	19	16	19	25	19	20	17	9	21	12	12	7	16.6
	累計	19	35	54	79	98	118	135	144	165	177	189	196	
令和 7 年 (B)	月毎	22	8	15	13	8	15	18	13	14	19			
	累計	22	30	45	58	66	81	99	112	126	145			
増減数 (B)－(A)	月毎	3	▲8	▲4	▲12	▲11	▲5	1	4	▲7	7			
	累計	3	▲5	▲9	▲21	▲32	▲37	▲36	▲32	▲39	▲32			

※ 速報値は、厚生労働省が毎月公表している人口動態統計月報(概数)より

※ 速報値は、調査月の約 5 か月後に公表され、毎年 9 月に公表される確定値とは一致しない場合がある。

2 自殺統計（警察庁）

警察庁の自殺統計において自殺者数（令和 5・6 年は確定値、令和 7 年は暫定値）を比較すると、令和 7 年は令和 6 年より 11 人減少している。

（単位：人）

区 分		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
令和 5 年	月毎	9	20	12	16	11	23	15	16	16	26	15	12
	累計	9	29	41	57	68	91	106	122	138	164	179	191
令和 6 年 (A)	月毎	18	14	18	28	17	21	17	11	19	11	14	7
	累計	18	32	50	78	95	116	133	144	163	174	188	195
令和 7 年 (B)	月毎	20	9	14	11	9	16	19	14	19	18	15	20
	累計	20	29	43	54	63	79	98	112	131	149	164	184
増減数 (B)－(A)	月毎	2	▲5	▲4	▲17	▲8	▲5	2	3	0	7	1	13
	累計	2	▲3	▲7	▲24	▲32	▲37	▲35	▲32	▲32	▲25	▲24	▲11

※ 警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省自殺対策推進室が毎月集計を行っている。

※ 暫定値は、毎年 3 月に公表される確定値とは一致しない場合がある。

警察庁の自殺統計を基にした令和 7 年の自殺者数について

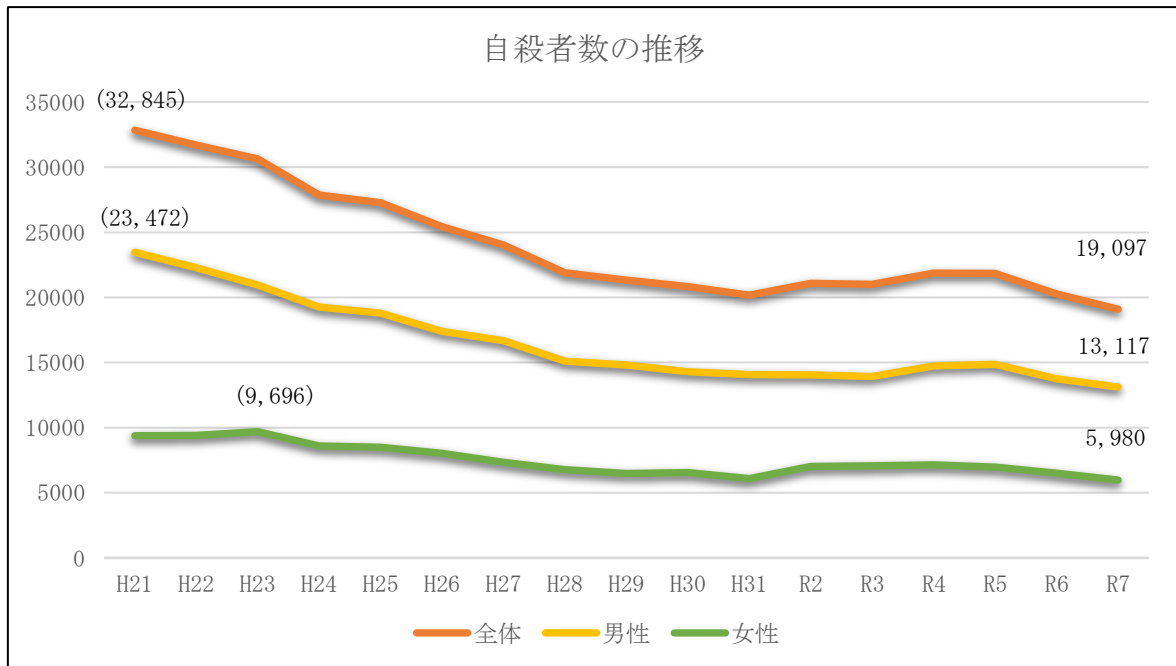
1 概要

厚生労働省は、令和 8 年 1 月 29 日に警察庁の自殺統計に基づく令和 7 年の自殺者数（暫定値）を公表した。当該数値は、外国人を含み、遺体の発見地で計上されている。

2 全国の傾向

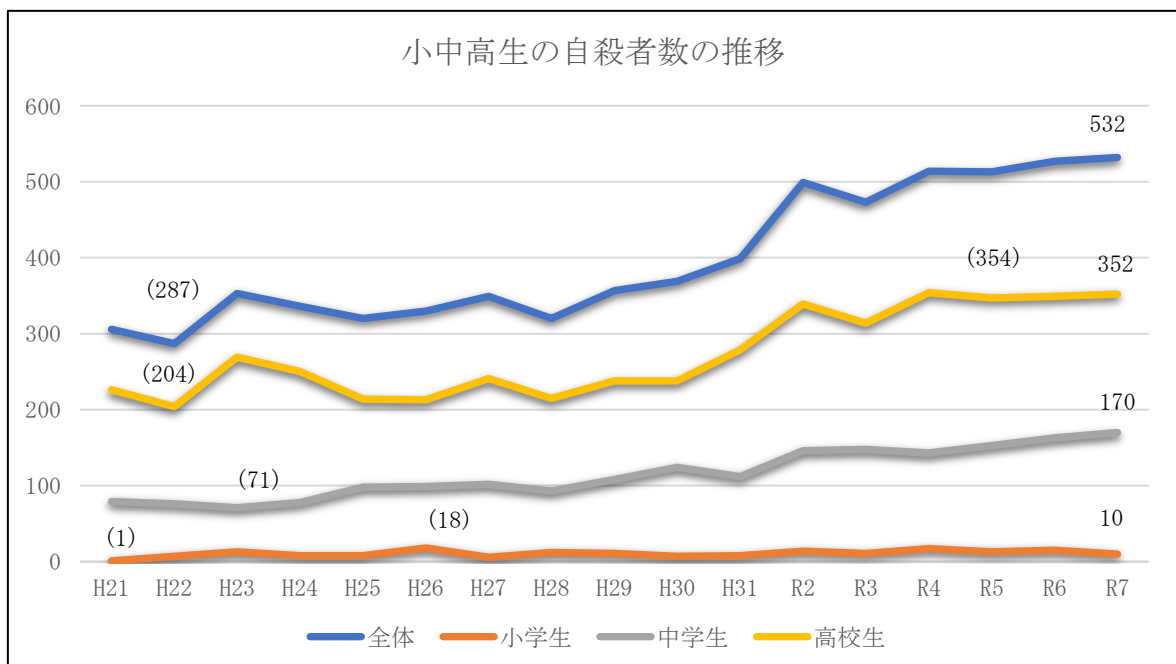
(1) 自殺者数

男性 13,117 人、女性 5,980 人、合計 19,097 人となり、このまま数値が確定すると、統計を開始した昭和 53 年以降、初めて 2 万人を下回り、最も少ない数値となる。



(2) 小中高生の自殺者数

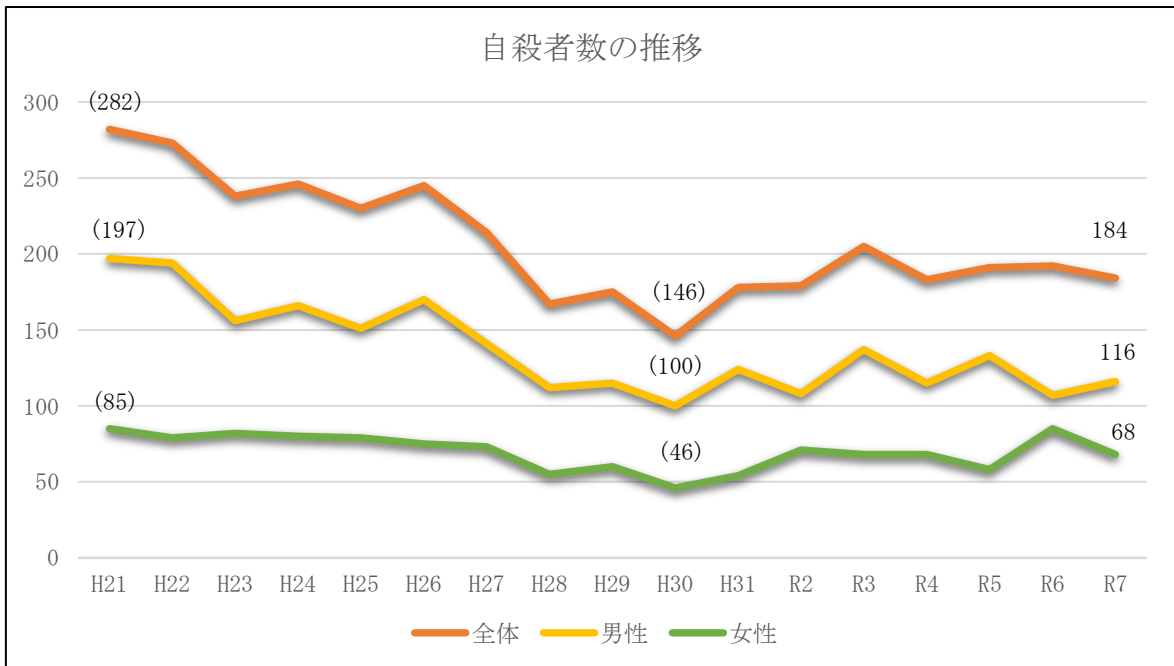
小学生 10 人、中学生 170 人、高校生 352 人、合計 532 人となり、このまま数値が確定すると、統計のある昭和 55 年以降、最も多い数値となる。



3 本市の傾向

(1) 自殺者数

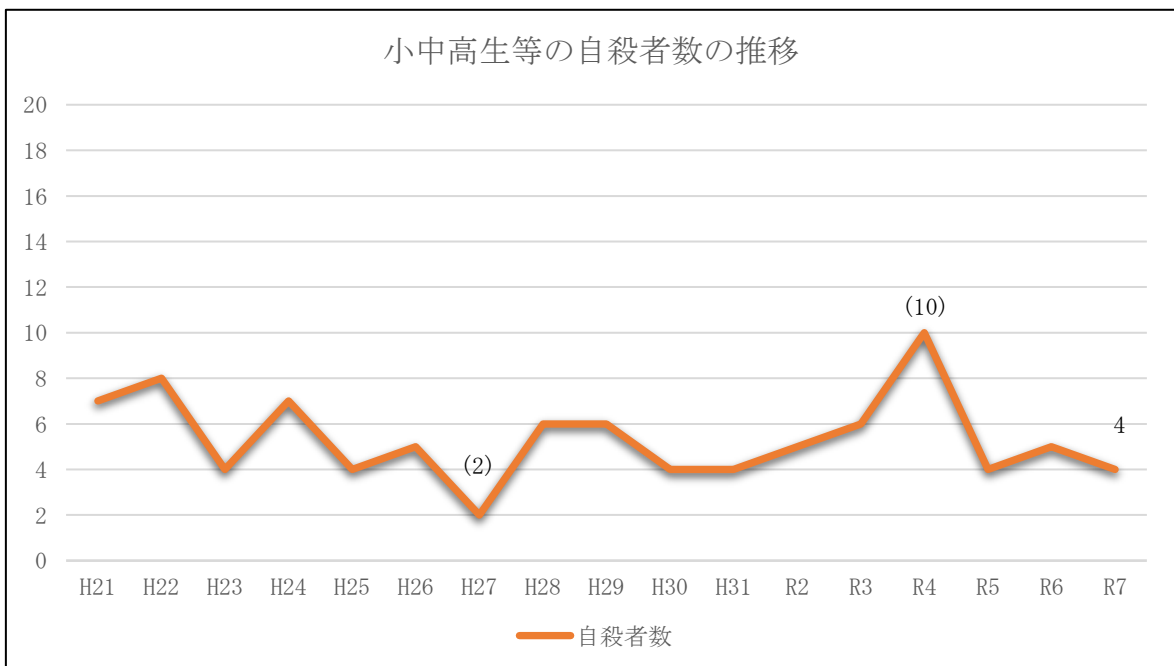
男性116人、女性68人、合計184人となり、平成30年まで減少傾向にあったが、近年は増減を繰り返している。



(2) 小中高生の自殺者数

全国の傾向では小中高生の自殺者数が深刻であるが、本市については増減はあるものの、増加傾向にある状況ではない。

※ 厚生労働省の公表資料において、本市の令和7年における小中高生の自殺者数は公表されていないため、令和7年は20歳未満を掲載している。



広島市におけるうつ病・自殺(自死)対策の主な取組（令和7年度）

広島市自殺(自死)対策推進センター

自殺(自死)防止相談電話〔精神保健福祉センター〕

専門相談員が電話や面談により自殺を考えている人やその家族等に寄り添い、適切な助言を行うとともに、必要に応じて支援機関等へのつなぎを行う。

開設日時：月曜日～金曜日 9：00～16：00（祝・休日、年末年始、8月6日を除く）

相談件数（4月～12月）：988件

相談件数		性別		年齢					対応（重複計上）					
初回相談 （今年度）	再相談	男	女	10～ 20代	30～ 40代	50～ 60代	70歳 以上	不明	傾聴	助言	情報 提供	連絡 通報	問合せ	来所
89	899	425	563	26	238	683	20	21	686	288	31	2	0	0

広報・普及啓発

1 心といのちを守るシンポジウムひろしま 2025〔精神保健福祉課〕

- (1) 日 時 令和7年9月13日（土）13：30～16：30
- (2) 場 所 広島市総合福祉センター
- (3) 内 容

ア 講演〔13:30～14:30〕

テ ー マ	講 師
生きづらさを抱え“心ここにあらず”に苦しむ状況から抜け出すには～マインドフルネスを中心に～	福山大学 人間文化学部心理学科 准教授 中野 美奈 氏

イ シンポジウム〔14:40～16:30〕

テ ー マ	メンバ ー
なぜ、今、50歳代を中心とした中年期の自死が多いのか～その背景にある要因を考える～	コメンテーター：中野美奈氏（福山大学 准教授） シンポジスト：秋田智佳子氏（NPO 法人反貧困ネットワーク広島 理事長） シンポジスト：斎藤圭子氏（広島ひきこもり相談支援センター 業務責任者） コーディネーター：樋口啓子氏（広島いのちの電話 理事）

- (4) 参加者数 181人

2 リーフレット作成〔精神保健福祉課〕

- (1) 時期 令和8年3月
- (2) 内容 うつ病・自殺(自死)に関する相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、相談機関等で配布

3 新聞広告〔精神保健福祉課〕

- (1) 時期 令和 8 年 3 月 1 日 (日)
- (2) 内容 うつ病・自殺(自死)に関する相談窓口等を、広島市内に配付される中国新聞朝刊に掲載

4 広報紙への掲載〔精神保健福祉課〕

- (1) 時期 令和 8 年 3 月 1 日 (日)
- (2) 内容 うつ病・自殺(自死)に関する相談窓口等を、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載

5 うつ病・自殺(自死)に関するパネル展示等〔精神保健福祉課・精神保健福祉センター〕

うつ病の症状や治療、自殺(自死)のサインへの気づきや対応等について、自殺対策強化月間等に区役所や保健センターのロビー等でパネルを展示、市役所において懸垂幕の掲出

相談支援体制の充実

1 民生委員・児童委員等研修〔精神保健福祉課〕

自殺(自死)の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うことができる人材を養成・確保するため、民生委員・児童委員等を対象とした研修を各区で実施

2 うつ病・自殺(自死)対策相談機関職員人材育成〔精神保健福祉センター〕

自殺(自死)のハイリスク者を早期に発見し、適切な対応ができる人材を育成するための研修を相談機関の職員を対象に実施

(1) ゲートキーパープレ講習

市民と触れ合う機会の多い職業に従事している者や企業等を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を学ぶための研修を実施

令和 7 年度は、広島市社会福祉協議会と共催で生活支援員を対象に実施

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和 8 年 1 月 13 日 (火) 13:30~15:30	ほうゆう病院 公認心理師 水谷 剛司 氏	広島市総合福祉センター 5 階ホール	82 人

(2) ゲートキーパー研修 (基礎編)

保健センターや福祉事務所などの行政機関のほか、医療、教育、法律、介護等の機関の職員を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修を実施

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和 7 年 6 月 20 日 (金) 13:30~16:00	NPO 法人メンタルケア協議会 副理事長 西村 由紀 氏	オンライン (ZOOM)	65 人
令和 7 年 7 月 25 日 (金) 14:00~16:00	ふたば病院 院長 高見 浩 氏	オンライン (ZOOM)	74 人

(3) ゲートキーパー研修 (実践編)

ゲートキーパー研修 (基礎編) 受講者を対象に、自殺(自死)の危険性の高い人を早期に発見し、適切に対応できる人材の養成・確保を目的として、ロールプレイ等実践的な内容を中心とした研修を実施

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和7年9月19日（金） 10:00～16:00	広島修道大学健康科学部 教授 内野 悌司 氏 他	精神保健福祉センター 3階 大会議室	40人

(4) ゲートキーパー研修（レベルアップ編）

ゲートキーパー研修（実践編）受講者を対象に、自殺（自死）に関連する相談技術や対応能力の向上を図り、死にたい気持ちへの対応にも踏み込んだ研修を実施

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和7年11月12日（水） 10:00～16:00	NPO 法人東京自殺防止センター 理事 村 明子 氏 他	精神保健福祉センター 3階 大会議室	16人

(5) 医療機関スタッフ研修

身体症状で内科等を受診した方に対して、医療機関のスタッフ（看護師等）が身体疾患に隠されたうつ病に気づき、適切な対応ができるよう研修を実施

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和8年1月30日（金） 13:30～15:30	一般社団法人高橋聡美研究室 代表 高橋 聡美 氏	オンライン（ZOOM）	50人

3 うつ病・自殺（自死）対策相談機関実務者連絡会議（事例検討・情報交換）〔精神保健福祉センター〕

自殺に至る背景には、健康問題や社会・経済問題、家庭問題等、様々な社会的要因が複雑に絡んでおり、各関係機関が連携して対応する必要性が高まっていることから、関係機関のネットワークの強化を目的とした研修を実施

日 時	講 師	内 容	参加者数
令和7年6月9日（月） 14:00～16:00	精神保健福祉課職員 南山大学社会倫理研究所 研究員 辻本 耐 氏	本市のうつ病・自殺（自死） 対策 講演	25人
令和7年9月8日（月） 14:00～16:00	広島市消費生活センター 主査 川本 裕子 氏 他	活動発表 グループワーク	20人
令和7年12月5日（金） 14:00～17:00	養神館病院 精神科医師 西崎 淳 氏	事例検討 グループワーク	13人
令和8年2月9日（月） 14:00～16:00	福山大学人間文化学部 教授 中島 学 氏	講義 グループワーク	18人

4 社会福祉法人広島いのちの電話への支援〔精神保健福祉課〕

広島いのちの電話が行っている電話相談員のスキルアップや新たな電話相談員養成のための研修経費を補助するとともに、市有施設の一部を事務室として無償貸与しているほか、運営に必要となる電話料金及び光熱水費の補助を行う。

また、当該養成講座の開催を広く市民に周知するため、広報紙「市民と市政」や市ホームページへの掲載などを行う。

5 インターネットを活用した相談支援事業〔精神保健福祉課〕

- (1) 時期 令和7年4月～令和8年3月（通年実施）
- (2) 内容 自殺(自死)に関する言葉（自殺の手段や死にたい等の語句）を検索した人を、本市が委託したNPO法人が運営するネット相談サイトへ誘導し、同法人の精神保健福祉士や臨床心理士等がメールによる相談への対応を行うとともに、必要に応じて行政等の相談機関へつなぐなど伴走型の支援を行う。

かかりつけの医師と精神科医の連携強化

かかりつけの医師と精神科医の連携強化〔精神保健福祉課〕

かかりつけ医がうつ病など自殺(自死)の危険性が高い人を早期に発見して精神科医につなげられるよう、診療情報を共有するとともに、医師間の連携の一層の強化を図るため、医療現場におけるうつ病・自殺対策に関する取組についての事例検討や意見交換を行う、かかりつけ医と精神科医の合同研修会を開催（広島市連合地区地域保健対策協議会への委託により実施）

開催区	月日	場所	参加者数
中区、東区、南区、西区、佐伯区	令和7年11月19日（水）	広島医師会館	32人

自殺未遂者支援

自殺未遂者支援コーディネーター事業〔精神保健福祉課〕

広島市民病院及び安佐市民病院に自殺未遂者支援コーディネーター（臨床心理士等）を配置し、各病院に救急搬送された自殺未遂者に対する支援を実施（令和8年1月末時点）

区分	件数	
	広島市民病院	安佐市民病院
① 自傷行為による患者数（外来患者を含む。）	76件	72件
② ①のうち、精神科を紹介した件数	53件	50件
③ ②のうち、コーディネーターが介入した件数	37件	32件
④ ③のうち、コーディネーターによる継続支援に同意した件数	34件	4件

自死遺族等支援

1 自死遺族等支援のための講演会・研修会〔精神保健福祉センター〕

自死遺族等を対象とした講演会と交流会を実施し、自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩みを抱える方のわかれ合いの会についての情報提供を行う。また、相談機関の職員を対象に自死遺族支援に関する知識や技術の習得を目的とした研修を実施

日時	講師	場所	参加者数
【当事者対象】 令和7年11月18日（火） 13:30～16:00	グリーンピアファシリテーター 西田 正弘 氏	精神保健福祉センター 3階 大会議室	5人

【支援者対象】 令和7年11月19日（水） 9:30～11:30	グリーフピアファシリテーター 西田 正弘 氏	精神保健福祉センター 3階 大会議室	9人
--	---------------------------	-----------------------	----

2 自死遺児支援のための研修会〔精神保健福祉センター〕

相談機関及び教育機関等の職員を対象に、自死遺児に対する理解を深め、支援に関する知識や技術の習得を目的とした研修を実施

日 時	講 師	場 所	参加者数
令和7年7月30日（水） 14:00～16:00	グリーフサポートひろしま 代表 土方 希 氏	精神保健福祉センター 3階 大会議室	37人

3 自死遺族等のわかち合いの会の運営支援〔精神保健福祉センター〕

自死遺族等を対象としたわかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を開催し、自死遺族等の自主性を尊重しながら当会の運営を支援する。当会に関する情報をホームページや広報誌等に掲載したり、ポスターやリーフレットを区役所や医療機関等に配付し周知を図る。

心の不調を抱える人を支援する人材の育成

心のサポーター養成研修〔精神保健福祉課〕

心の不調を抱える人への初期対応（精神疾患等への正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした支援）ができる「心のサポーター」を増やすため、養成研修を開催

日 時	場 所	対象者	参加者数
令和7年5月14日（水） 14:00～16:30	広島市役所講堂	広島市職員	72人
令和7年7月23日（水） 14:00～16:00 ※	広島市総合福祉センター	産業保健スタッフ、人事労務担当者等 相談支援に携わる者	47人
令和7年10月24日（金） 13:30～15:30	まちの保健室 広島アルパーク店	一般市民及び無印良品店舗スタッフ	23人
令和7年10月27日（月） 13:30～15:30	まちの保健室 ゆめテラス祇園店	一般市民及び無印良品店舗スタッフ	10人
各区地域支えあい課 6回	各 区	一般市民等	171人

※ 令和7年7月23日については、広島産業保健総合支援センターと共催により実施

各団体等におけるうつ病・自殺(自死)対策の主な取組(令和7年度)

団体名	取組状況等
広島県医師会	<p>本会としての取組は特段行っていないが、広島県地域保健対策協議会にて設置した、精神疾患専門委員会において検討を進めるほか、広島県自殺対策連絡協議会や当会議に参画すること、他団体主催の研修会の周知を積極的に行うことで、自殺(自死)対策について積極的に取り組んでいる。</p>
広島市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議への参加 2 広島市連合地対協が広島市から受託して実施する「うつ病・自殺(自死)対策のためのかかりつけの医師と精神科医の連携のための研修会」の会員への広報
<p style="text-align: center;">広島市 精神保健福祉 家族会連合会</p>	<p>市家連では、今年度も「家族学習会」「家族相談会」「広島市への要望書提出」「講演会」を開催し、実施してきました。</p> <p>各区の家族会では、毎月の定例会で、学習会や語りあいを続けています。一人で悩み苦しむ家族を一人でもなくす、支えあいの会を続けています。</p> <p>また、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場にも参加しながら、地域の中で、孤立する人をなくそうと取り組みを進める、行政や支援事業者の話し合いに参加して、家族の立場で意見表明しています。</p> <p>現在、地域で一人暮らしをする精神障害者は、増えてきていると思いますが、地域の中で精神障害者が、安心して気軽に集まり、交流しあう場は、皆無に等しいのではないのでしょうか？地域活動支援センターI型を各区に設置していただきたいと毎年要望していますが、一昨年には、南区の「ふれあい」がなくなり、東区、安芸区、佐伯区、の3区のみになりました。</p> <p>家族会が南区地域福祉センターを会場に定期開催している「はっぴの会」に参加している方は、「ここは、オアシスのようだ」と話しているそうです。</p> <p>そのような場が少しづつでも広がることを、私たちは願います。</p>
<p style="text-align: center;">広島県 臨床心理士会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしとこころの相談会 年2回(9月、3月)行われた広島弁護士会「暮らしとこころの相談会」を共催し、4名ずつ、計8名の相談員として会員を派遣し相談を受けた。 2 広島市域 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会への出席 この連絡会の加盟団体として、連絡会に当会理事が4回出席した。 3 ひきこもり家族会の支援 「HJもみじの会」の月例会6回、学習会講師4回、家族会との打ち合わせ12回等を実施した。 4 ひきこもりサポートフォーラム2025の開催 (一社)広島県公認心理師協会及び市町との共催で例年行っているフォーラム(住民講演会と専門職向け講演会)を今年度は三原市社会福祉協議会との共催のもと、2025年12月21日に三原市本郷生涯学習センターにおいて開催した。広島市内からも支援者の参加があった。 5 関係会議の出席 「日本臨床心理士会都道府県団体会員ひきこもり担当者研修会」に当会会員が出席した。「令和7年度広島県子ども・若者支援協議会代表者会議」に当会理事が出席した。 6 ひきこもり支援に関する依頼講演への対応 「広島いのちの電話」及び「広島県立総合精神保健福祉センター」からの依頼を受け、ひきこもり支援や自殺問題をテーマとした講演において当会理事が講師を務めた。

団体名	取組状況等
<p>広島産業保健総合 支援センター</p>	<p>1 専門的相談対応 労災認定された精神障害、脳心臓疾患件数は年々増加している中、相談件数も増加している。特に、休職、復職を繰り返す労働者に対しては、事業場への訪問、電話、メール等による相談支援を行った。 複合課題を有するケースも増加しており、個別相談対応の充実化を図った。</p> <p>2 訪問支援 事業場訪問を行い、事業主や人事労務担当者等へ心の健康づくり計画策定支援を行うとともに、事業場内での研修を通じた教育研修のための講師派遣を行い、事業場のメンタルヘルス対策にかかる環境整備支援を行った。 また、休職・復職者への個別相談や精神的な課題を抱えプレゼンティーズムが生じている対象者とその事業場への相談、助言を行った。</p> <p>3 研修会の実施 早期支援のための各種研修会を行い、産業医や産業保健スタッフ、人事労務担当者に対して、メンタルヘルスに対する研修の機会を増やし、相談等のスキル向上を図った。また、養成対象として働く世代を中心に県とゲートキーパー養成研修、広島市と心のサポーター養成研修を共催実施した。 また、ギャンブルやアルコールなど依存症に関する研修を充実させ、早期発見と早期治療、そして予防への重要性を事業場へ周知し、依存症からのうつ病・自殺（自死）予防を図った。</p> <p>4 広報啓発・情報提供 働く世代の相談機関として広島産業保健総合センターの支援内容を周知するとともに、相談・研修等の関係事業について企業、事業主に対して、ホームページ、メールマガジン、新聞広告等、広く広報・啓発を行い、メンタル疾患の予防、早期発見に資する取組を推進した。</p> <p>5 その他 令和8年4月から「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、治療と仕事の両立支援が努力義務化になる。がん等の疾病だけでなく、対象傷病をメンタル疾患に広げて両立が行える事業場の環境整備、個別調整支援、セミナー実施等を行い、休職・復職の繰り返しを防ぎ、治療と就業の両立が行える社内体制整備に向けた支援を行っていく。 また、令和10年5月までには、50人未満の事業場においてもストレスチェック制度の実施が義務化になる。そのため、実施体制・実施手法等ストレスチェック制度導入に係る支援や、高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充に向けた整備を行っていく。 引き続き以上の取組を行い、働く世代に対して、自殺、ハイリスク者が多く潜在している事業場内のメンタルヘルス対策を強化し、事業主及び人事・労務管理者等に対して、自殺対策のための人材育成強化を図り、1日の多くを費やす職場環境づくりの支援を行うとともに、個別ケース対応への支援も積極的に行っていく。</p>

団体名	取組状況等
<p>広島弁護士会</p>	<p>1 多様な法律相談窓口の設置（別添1）</p> <p>2 自殺(自死)ハイリスク者を支援するためのケア会議等への弁護士の派遣（別添2） * 広島県・広島市からの委託事業。 * 令和7年度派遣実績は以下のとおり（令和8年2月24日時点）。 13件（うち広島市内のケース8件）</p> <p>3 いじめ予防授業の実施 * 学校側からの要望に基づき、学校に弁護士が赴き、いじめ予防の授業を実施。 * 令和7年度の派遣実績は以下のとおり（令和8年2月24日時点）。なお、3月にも1件派遣予定（中学校1件）。 小学校 14件 中学校 6件 高等学校 3件 教員対象 0件（いずれも広島市内の学校にて実施）</p> <p>4 暮らしとところの総合相談会 * 弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士等の多種専門職による無料の総合相談会を、複数団体と協力して実施。 * 今年度の実施日ないし実施予定日は以下のとおり。 ①令和7年6月3日（火） 場所：広島市役所講堂 女性の権利ホットラインと共同で実施。 （相談実績：面談45件、電話12件） ②令和7年9月11日（木） 場所：広島市役所講堂 （相談実績：面談34件、電話8件） ③令和7年12月9日（火） 場所：広島市役所講堂 年金ホットラインと共同で実施。 （相談実績：面談36件、電話5件） ④令和8年3月24日（火） 場所：広島市役所講堂（予定） 労働トラブルホットラインと共同で実施予定。</p>
<p>広島市民生委員 児童委員協議会</p>	<p>民生委員・児童委員で構成する広島市民生委員児童委員協議会では、「うつ病・自殺(自死)対策」を主な目的とした取組を行っていないが、日々の相談・見守り活動において、地域の中で困難を抱えている人に気づき、早期に適切な相談機関へつなぐことができるよう努めている。</p> <p>なお、各区役所が実施する「心の健康づくりや自殺(自死)予防に関する施策についての研修」に民生委員・児童委員も参加している。</p>
<p>広島県看護協会</p>	<p>1 広島市精神保健福祉センターとの共催による研修会 研修会名：令和7年度うつ病・自殺(自死)対策医療機関スタッフ研修 日 程：令和8年1月30日（13：30～15：30） オンライン研修 講 演：『生きたい気持ちと死にたい気持ちにどう向き合うか』 ～自殺(自死)予防と医療従事者のセルフケア～ 講 師：一般社団法人 高橋聡美研究室 代表：高橋 聡美 対 象：医療機関等に従事する看護職および保健・医療・福祉関係職員 参加者数：55名</p>

団体名	取組状況等
<p>広島県看護協会</p>	<p>2 メンタルヘルス対策の推進</p> <p>研修会名：「ナースのためのこころのケア」</p> <p>目的：看護職のストレスの特徴とこころの健康のためのセルフケアについて理解する</p> <p>日程：令和7年10月7日（火）13：00～16：00</p> <p>講師：岡山大学大学院 ヘルスケアシステム統合科学研究科 教授 原田 菜穂子</p> <p>対象：看護職</p> <p>参加者数：73名</p> <p>3 その他</p> <p>広島県看護協会では11支部それぞれの地域で「まちの保健室」を実施しており、まちの保健室を通じて健康や介護など気軽に相談に応じている。</p> <p>令和8年1月現在で常設型まちの保健室は106回開催し、約1,100人の方が相談に来られた。健康チェックが大半であるが、健康に関する相談は400件近くあり、次いで育児に関わる相談が90件あった。子育てを中心とした取組が多いため、今後は地域性を考慮した活動テーマを検討している。</p>
<p>広島市 社会福祉協議会</p>	<p>1 うつ病・自殺対策を内容とした広島市主催の研修会・連絡会議へ職員が参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員研修 ・ゲートキーパー研修 ・相談機関実務者連絡会議 ・その他 <p>2 社会的孤立・生活困窮を防ぐ活動を行うことが、うつ病・自殺対策にもつながるものであると考えており、下記の事業に取り組んでいる。</p> <p>(1) 広島市くらしサポートセンターの受託運営</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」と「家計改善支援事業」を広島市から受託し、さまざまな事情により経済的困窮や人・社会との関係性の困窮にある方々の相談に応じ、生活再建や孤立を防ぐ支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部・・・広島市社会福祉協議会内に設置 ・区センター・・・8区社会福祉協議会内に8区くらしサポートセンターを設置。 ・相談実績の概要は以下のとおり <p>新規相談件数：令和6年度：3,185件 (令和5年度：2,839件)</p> <p>相談の主訴：収入・生活費 33.3%、住まい 16.3%、家賃・ローン等の支払い 9.0%、仕事探し・就職 8.8%、税金や公共料金等の支払い 5.7%、家族・人間関係 2.0%、病気・健康・障害 1.9%、債務 1.9%、食料なし 1.2%、引きこもり・不登校 0.9%、DV・虐待 0.6%、介護 0.4%、仕事上の不安・トラブル 0.3%、子育て 0.3%、地域関係 0.2%、その他 17.2%</p>

団体名	取組状況等
<p style="text-align: center;">広島市 社会福祉協議会</p>	<p>(2) 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会の開催 このような支援を行っている団体同士がそれぞれの活動を理解し協力しあうこと、新たな社会資源づくりを検討することを目的として開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 年6回（奇数月 火曜日 18時～20時） ・開催場所 広島市総合福祉センター ・参加団体 約30団体 ・内容 活動紹介、事例検討、意見交換等 <p>3 各区社会福祉協議会における相談業務による対応 各区社会福祉協議会では、「心配ごと相談事業」を実施している。市民からの幅広い相談を受けており、うつ病・自殺対策に係る相談も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間相談件数 5,776件（令和6年度） <p>4 自殺防止等を活動内容としている団体への支援 ボランティア情報センター利用者連絡会に自殺防止等を活動内容とする団体として「社会福祉法人広島いのちの電話」「NPO法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション」「NPO法人小さな一歩・ネットワークひろしま」が登録している。</p> <p>団体の活動を広く市民に知ってもらうため、各福祉センター内への置きチラシや、広報紙やホームページにおいて活動紹介を行っている。</p>

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)における評価指標の進捗状況等について

番号	評価指標名	評価指標の内容		進捗状況			評価指標に係る主な事業・取組(令和7年度)			目標達成見込	
		計画策定時 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 実績(見込)	名称	実施状況	実施効果・課題等	見込	令和8年度の 実施方針
1	スクールカウンセラーを活用したSOSの出し方に関する教育の公立・小・中学校の実施状況	5校 (小学校3校、中学校2校)	公立小・中学校全校実施 (小学校141校、中学校65校)	全小・中学校で実施した。	全小・中・高等学校で実施した。	全小・中・高等学校で実施した。	SOSの出し方に関する教育の充実	①文部科学省は、平成26年7月に、「子供に伝えたい自殺予防学校における自殺予防教育導入の手引」を作成・配付している。平成27年8月4日付け文部科学省通知「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」を受け、各学校に対して自殺予防の視点での取組の点検等を行うよう通知するとともに、校長会においても指導を行った。 ②全小・中・高等学校で「SOSの出し方に関する教育」を随時実施している。 ③実施した学校の意見を参考に、高等学校の指導案の見直しを行った。	①引き続き、これまでと同様に取り組むとともに、国の動向等について情報収集等を行う。 ②全小・中・高等学校で実施することができた。 ③高等学校の指導案の見直しを行い、全高等学校に周知することができた。	○	全小・中・高等学校で「SOSの出し方に関する教育」を実施するとともに、生徒指導重点指定校等において「SOSの出し方に関する教育」の実施前後で児童生徒対象にアンケートを実施し効果の検証を行う。
2	インターネットを活用した相談支援事業における累積相談者数	未実施	累計相談者数850人 (令和4年度50人、令和5年度以降毎年度200人)	累計相談者294人 (R5相談者数211人)	累計相談者508人 (R6相談者数214人)	累計相談者700人 (R7相談者数192人) ※R8.1月末時点	インターネットを活用した相談支援事業の実施	令和4年度の6か月間のモデル実施を経て、令和5年度より通年で相談支援を実施しており、令和7年度も引き続き、インターネット上での伴走型の支援を行った。	継続相談につながった後のポジティブな感情変化や、保健センターやくらしサポートセンターなどの相談機関へ繋がった相談者もおり、効果が上がっている。	○	引き続き、自殺ハイリスク者が支援に繋がるように事業を継続する。
3	相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修の累計受講者数	累計受講者数3,340人 (平成19年度から開始)	累計受講者数5,000人 (令和3・4年度250人、令和5年度以降290人)	累計受講者3,942人 (新規受講者数201人)	累計受講者4,167人 (新規受講者数225人)	累計受講者4,494人 (新規受講者数327人)	相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)	①ゲートキーパーブレ講習の実施 広島市社会福祉協議会(現地開催)と共催で実施し、82人が参加。 ②ゲートキーパー研修の実施 基礎編(オンライン開催)は2回実施し、計139人が参加。実践編(現地開催)は40人が参加。レベルアップ編(現地開催)は16人が参加。研修を実効性のあるものとするために、各研修後および3か月後にアンケートを実施し、研修の効果検証を行っている。医療機関スタッフを対象としたゲートキーパー研修(オンライン開催)では、50人が参加。	各ゲートキーパー研修は、体系的に実施しているため3か月後アンケートで「意識や行動に変化がみられた」という受講者が90%以上であり、相談対応の行動変容につながっている。「レベルアップ編」での研修直後の感想では、「自殺者を一人でも減らすための、取り組みをしていきたい。」という受講者もいた。今後は、自殺者数の動向なども踏まえた上で若者、高齢者への対応強化、セルフケアの内容なども盛り込み、より受講しやすい環境づくりと繰り返しの受講を促す。	△	参加状況やアンケート結果等の分析を行い、受講しやすい環境設定や関係機関等への広報を継続しながら、目標達成を目指す。
4	市民アンケート「自殺(自死)対策のために取り組むことができること」の「これまで以上の家族や友人への目配りができるとする回答の割合	56.5%	60.0%以上	44.9%			心のサポーター養成研修の実施	令和6年度からの国の事業実施に先駆けて、令和4、5年度のモデル自治体の募集に応募し、対象の自治体として選定され、支援者向けに研修を行った。 全国で事業開始となった令和6年度に引き続き、令和7年度についても、一般市民や市職員、産業保健スタッフ及び人事労務担当者に対して研修を行い、これまでに733人の心のサポーターを養成している。	参加者の多くが本研修の目的であるメンタルヘルスに関する知識や、傾聴の重要性やつなげ方への理解が深まっており、一定の効果があったと考える。 令和7年度からは、地域に身近な各区の地域支えあい課による研修も実施しており、広く一般市民への心のサポーターの養成を行うことができた。	×	引き続き、心のサポーター養成研修を実施し、家族や友人への目配りができる人材の増加に努める。
5	市民アンケート「相談機関の認知度」の割合	以下の4機関の認知度 (「知っている」の割合) ①広島いのちの電話(47.0%) ②広島市自殺(自死)防止相談電話(10.1%) ③ひろしまチャイルドライン(26.3%) ④くらしサポートセンター(21.1%)	左記の4機関の認知度の向上	以下の4機関の認知度 (「知っている」の割合) ①広島いのちの電話(43.8%) 令和2年度比▲3.2% ②広島市自殺(自死)防止相談電話(15.9%) 令和2年度比+5.8% ③ひろしまチャイルドライン(22.2%) 令和2年度比▲4.1% ④くらしサポートセンター(14.5%) 令和2年度比▲6.6%			X(旧Twitter)、LINE VOOM及びFacebookを活用した相談機関の周知 インターネットを活用した相談支援事業における広報啓発 広報啓発に係る取組	3月の自殺対策強化月間に合わせ、本市公式SNS(X、LINE VOOM及びFacebook)を活用し、相談機関の周知を行った。 インターネット上で自殺手段等を検索した人に、悩みに応じた本市相談窓口等の一覧ページを表示することにより、自殺(自死)ハイリスク者への相談機関の周知を行った。 ①「心といのちを守るシンポジウムひろしま2025」の開催 ②各種相談窓口を掲載したリーフレットの作成 ③新聞広告によるうつ病・自殺(自死)に関する相談窓口等の周知 ④広報紙「ひろしま市民と市政」によるうつ病・自殺(自死)に関する相談窓口等の周知 ⑤区役所や保健センターのロビー等でのうつ病・自殺(自死)に関するパネル展示	約2,300回の閲覧があるなど、SNSによる相談期間の周知に効果があったものとする。今後とも多様なSNSを活用し、効果的な相談機関の周知に努めていく。 約600回の閲覧があるなど、一定数の効果があるものとする。今後は、相談窓口が掲載された一覧ページの内容の工夫など、相談機関での支援を必要とするハイリスク者が、相談機関に繋がりがやすいように努めていく。	△	引き続き、相談窓口等の周知を行い、認知度向上に努めるとともに、新たな広報手段の検討を行う。
6	「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議」の開催回数	年間1回	年間4回	年間4回	年間4回	年間4回	うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり	計4回実施、76人の参加があった。(詳細は資料3のとおり)	グループワークを取り入れることによって、参加者同士が互いの役割を理解・尊重しながら交流し、顔の見える関係を構築している。今後も関係者間のネットワーク強化を目指し、継続して実施していく必要がある。	○	引き続き、関係者間のネットワーク構築・強化のため継続して実施する。

令和7年度こころの健康に関するアンケート調査結果について

1 調査概要

- (1) 調査時期：令和7年11月11日から令和7年12月14日まで
- (2) 調査対象者：15歳以上の広島市民3,000人（無作為抽出）
- (3) 回収数(率)：1,205人（40.2%）

2 調査結果の概要

(1) うつ状態について

ア 全体結果

セスデー（一般人のうつ病の発見を目的とした自己評価尺度）によりうつ状態と診断された人は、全体の26.1%となり、約4人に1人はうつ状態であることが分かった。令和2年度の結果と比較すると3.8%減となっている。

区分	正常	軽いうつ状態	中程度のうつ状態	重症のうつ状態	評価不能	無回答
令和2年度	64.5%	12.7%	7.8%	9.4%	3.7%	1.9%
令和7年度	68.8%	11.3%	6.4%	8.4%	2.7%	2.5%
増減	4.3%	▲1.4%	▲1.4%	▲1.0%	▲1.0%	0.6%

イ 労働時間との関係性について

うつ状態と1週間の労働時間との関係性を見ると、「40時間未満」と「40～59時間」までの人に大きな差は見られないが、「60～79時間」と「80時間以上」の人は「重症のうつ状態」に該当する人が多い傾向となっている。

区分	正常	軽いうつ状態	中程度のうつ状態	重症のうつ状態	評価不能	無回答
40時間未満	70.7%	9.3%	6.3%	9.6%	1.5%	2.6%
40～59時間	71.1%	12.9%	6.4%	7.0%	0.6%	2.0%
60～79時間	73.3%	6.7%	4.4%	13.3%	0.0%	2.2%
80時間以上	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%

(2) 他人に相談することへのためらいについて

悩みやストレスを抱えた時に、相談したり助けを求めることにためらいを感じる人は、全体の26.9%となり、約4人に1人は相談したり助けを求めることにためらいを感じることが分かった。

【ためらいを感じる主な理由】

- 1位 解決できないと思うから（42.2%）
- 2位 身近な人には相談したくない悩みだから（31.7%）
- 3位 どこに相談したらよいか分からないから（19.4%）

(3) 死にたいと思うほどの悩みやストレスについて

過去1年以内において、死にたいと思うほどの悩みやストレスがあると答えた人は、全体の12.0%となり、約10人に1人は死にたいと思ったことがあることが分かった。令和2年度の結果と比較すると1.9%増となっている。

【死にたいと思った主な原因】

- 1位 仕事疲れ (30.6%)
- 2位 家族関係のトラブル (29.2%)
- 3位 職場の人間関係 (23.6%)
- 3位 生活苦 (23.6%)
- 5位 からだの病気の悩み (22.9%)

【死にたいと思うほどの悩みやストレスの主な解消方法】

- 1位 特に何もしなかった・我慢した (41.7%)
- 2位 趣味や仕事などで気を紛らわせた (30.6%)
- 3位 身近な人に悩みを聞いてもらった (25.7%)

(4) 自分がうつ状態であると思った時に利用したい相談窓口について

- 1位 精神科や心療内科の医療機関 (51.1%)
- 2位 かかりつけ医の医療機関 (28.0%)
- 3位 何も利用しない (17.7%)

【何も利用しない理由】

- 1位 根本的な問題の解決にはならない (39.9%)
- 2位 どれを利用したら良いかわからない (30.5%)
- 3位 精神的な悩みを話すことに抵抗がある (23.9%)

(5) 主な相談機関の認知度

区分	令和7年度	令和2年度	増減
地域包括支援センター	52.0%	54.9%	▲2.9%
児童相談所	46.2%	71.0%	▲24.8%
広島いのちの電話	43.8%	47.0%	▲3.2%
広島市消費生活センター	42.6%	61.3%	▲18.7%
こどものSOS相談窓口 (旧：いじめ110番)	38.3%	52.8%	▲14.5%
法テラス広島	27.0%	34.0%	▲7.0%
保健センター	26.1%	—	—
ひろしまチャイルドライン	22.2%	26.3%	▲4.1%

区 分	令和7年度	令和2年度	増減
こども家庭センター	21.7%	—	—
広島弁護士会 法律相談センターひろしま	20.7%	18.2%	2.5%
広島市精神保健福祉センター	17.9%	18.0%	▲0.1%
広島労働局総合労働相談コーナー	16.8%	26.3%	▲9.5%
広島市自殺(自死)防止相談電話	15.9%	10.1%	5.8%
くらしサポートセンター	14.5%	21.1%	▲6.6%
広島市暴力被害相談センター	12.2%	—	—
広島ひきこもり相談支援センター	10.5%	—	—
こころのライン相談@広島県	9.5%	5.8%	3.7%
ヤングテレホン広島 (広島県警)	7.0%	9.2%	▲2.2%
精神科救急情報センター	6.7%	6.0%	▲0.7%
広島産業保健総合支援センター	6.5%	—	—

※令和2年度が「—」の相談機関等は、今回初めて調査を実施。

(6) こども・若者向けの自殺対策について

ア 自殺対策として有効だと思うこと (全体)

- 1位 悩みを抱え込まず周囲に助けをを求めることを学ぶ教育 (53.4%)
- 2位 こどもが出したSOSを受け止める教員や保護者に対する研修の実施 (44.2%)
- 3位 ネット上での誹謗中傷対策 (31.0%)

【15歳～30歳代】(死にたいと思うほどの悩みやストレスがあった人)

- 1位 こどもが出したSOSを受け止める教員や保護者に対する研修の実施 (56.0%)
- 2位 悩みを抱え込まず周囲に助けをを求めることを学ぶ教育 (52.0%)
- 3位 家族や友人関係などに悩む若者向けの相談先や居場所支援、虐待対策 (30.0%)

イ 幼少期から家庭や地域が行えると思うこと (全体)

- 1位 何でも言い合える保護者との関係構築 (44.2%)
- 2位 祖父母など保護者以外の相談相手を作る (18.4%)
- 3位 家庭や地域で命の大切さを教える (17.7%)

【15歳～30歳代】

- 1位 何でも言い合える保護者との関係構築 (55.2%)
- 2位 家庭や地域で命の大切さを教える (15.9%)
- 3位 祖父母など保護者以外の相談相手を作る (15.5%)

(7) 女性向けの自殺対策について（全体）

- 1位 乳幼児の健康や子育てに関する相談支援 (41.1%)
- 2位 ひとり親家庭等への経済的支援 (32.5%)
- 3位 保健師・助産師による産後のメンタルヘルス支援 (32.3%)

【女性の回答】

- 1位 乳幼児の健康や子育てに関する相談支援 (42.9%)
- 2位 保健師・助産師による産後のメンタルヘルス支援 (36.2%)
- 3位 配偶者やパートナーからの虐待防止 (31.4%)

(8) 自殺(自死)対策として大切だと思うこと

区分	とても大切・大切	あまり大切でない・大切でない	無回答
学校での「いのちの教育」	88.7%	1.6%	9.7%
家庭での「いのちの教育」	87.8%	2.5%	9.7%
精神科や心療内科を受診しやすくする	84.5%	4.0%	11.5%
自殺未遂者への支援	80.1%	6.4%	13.4%
職場や地域での「こころの相談」	79.6%	8.0%	12.5%
うつ病や自殺予防の専用電話相談の充実	78.4%	8.6%	12.9%
教師、職場の上司等相談に応じる人への研修	78.2%	8.6%	13.3%
かかりつけ医や診療所の目配り	76.6%	10.2%	13.1%
生活困窮者への経済的支援	75.9%	11.2%	12.9%
孤立しやすい人を地域で見守るネットワーク	75.6%	10.9%	13.6%
自殺(自死)亡くなられた人の親族等への支援	75.3%	11.4%	13.3%
地域での「いのちの教育」	74.8%	12.6%	12.6%
うつ病や自殺(自死)予防の専用ホームページの充実	72.3%	12.5%	15.2%
債務(借金返済)相談の充実	71.6%	14.1%	14.4%
うつ病や自殺(自死)に関する市民への啓発活動	71.1%	14.2%	14.8%
SNSを利用した相談	65.6%	18.9%	15.5%
電子メールを利用した相談	55.3%	28.5%	16.2%
FAXを利用した相談	33.1%	50.7%	16.3%

広島市うつ病・自殺（自死）対策推進連絡調整会議委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属・役職等
秋山 圭一	広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 課長補佐
天野 純子	広島県医師会 常任理事
磯邊 省三	広島文化学園大学人間健康学部スポーツ健康福祉学科 特任教授
大村 淳	広島大学病院精神科 助教
岡田 剛	広島大学大学院医系科学研究科 教授
加賀谷 有行	広島市医師会 常任理事
勝尾 康彦	広島市精神保健福祉家族会連合会 理事
小島 由香	広島県臨床心理士会 会長
佐々木 慎二	広島商工会議所 事務局長
田中 美千子	中国新聞社 報道センター社会担当 記者
田村 達辞	広島県精神神経科診療所協会 会長
寺村 清美	広島産業保健総合支援センター 産業保健専門職
中原 良子	広島弁護士会 弁護士
樋口 啓子	広島いのちの電話 理事・電話相談事業委員長
平野 千代子	広島市民生委員児童委員協議会 理事
藤本 泰彦	広島労働局労働基準部健康安全課 課長
松田 早苗	広島県看護協会 広島東支部長
八木 孝裕	広島市社会福祉協議会 常務理事

※ 令和8年3月18日時点

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 本市においてうつ病・自殺(自死)対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を開催する。

(連絡調整)

第2条 連絡調整会議においては、次に掲げる事項について、各委員が意見交換等を行うものとする。

- (1) うつ病・自殺(自死)対策に関する調査及び分析に関すること。
- (2) うつ病・自殺(自死)対策に関する関係・関連事業の実施状況に関すること。
- (3) うつ病・自殺(自死)対策の基本方針及び推進計画に関すること。
- (4) その他うつ病・自殺(自死)対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 連絡調整会議は、うつ病・自殺(自死)対策にかかわる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

- 2 前項の場合において、市長は、3年間継続して連絡調整会議に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き連絡調整会議に出席することを依頼する場合も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡調整会議に会長及び副会長各1人を置き、出席者の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、連絡調整会議を進行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

(専門分野別会議)

第6条 市長は、連絡調整会議の出席を依頼している者のうちから専門分野ごとに出席者を選んで、専門分野別会議を開催することができる。

- 2 専門分野別会議に会長を置き、出席者の互選によってこれを定める。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課において処理する。

- 2 専門分野別会議の庶務は、専門分野別会議に関係の深い本市の関係課の中から、市長が指定するものにおいて処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議及び専門分野別会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の広島市うつ病・自殺対策推進協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により市長から委員に依頼されている者は、改正後の広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議開催要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項及び第2項の規定により連絡調整会議への出席を依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者に対して連絡調整会議への出席を継続して依頼する期間は、新要綱第3条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第4条第1項の規定による委員として任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。